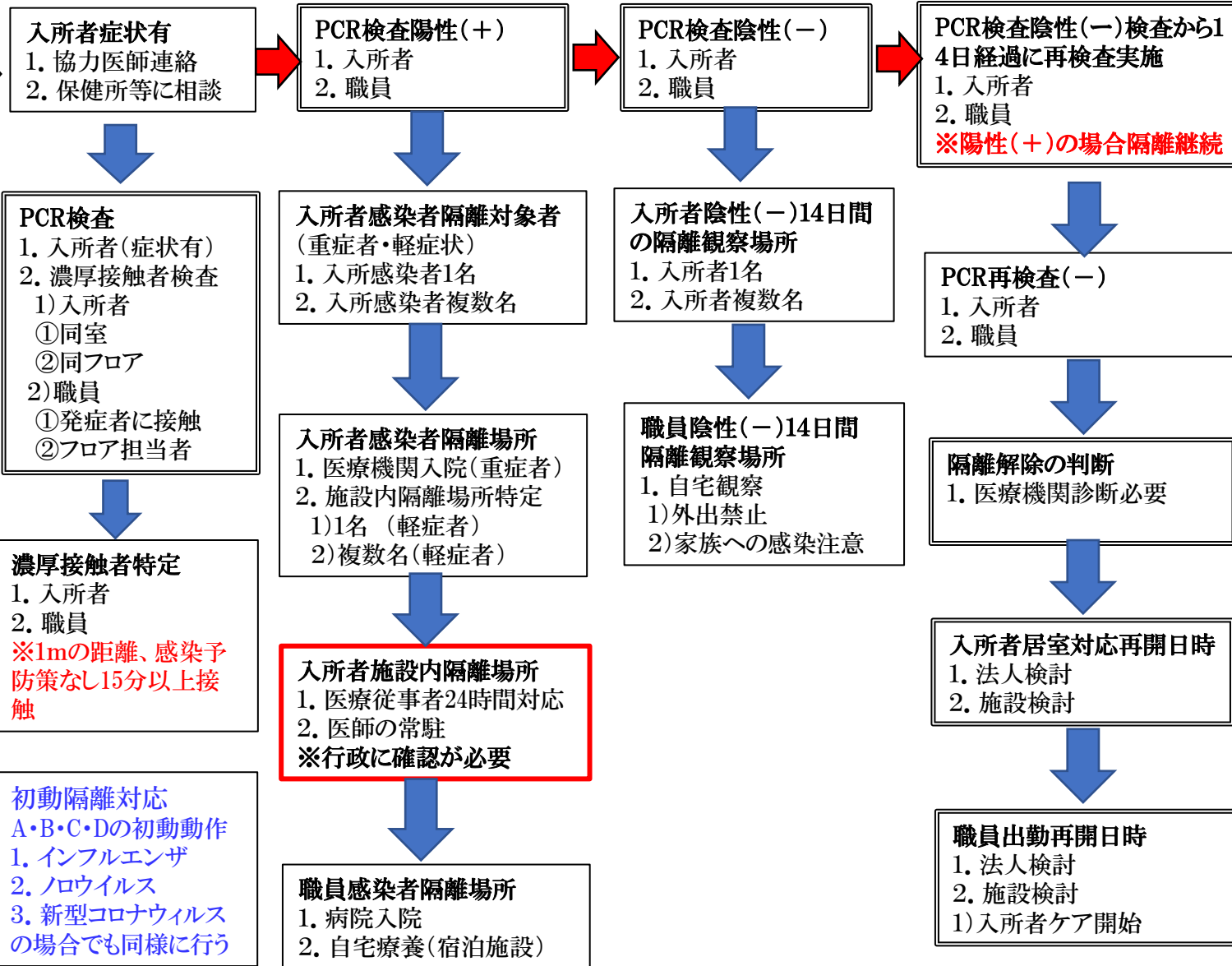


社会福祉施設入所・通所新型コロナウイルス初動対応の確認事項(利用者・感染発生の場合)



- A**
- 隔離室の設置**
 - 1. 静養室
 - 2. 相談室
 - 3. 地域交流室
 - 4. その他エリア
- B**
- 発症者・濃厚接触者の
コンタクトポイント洗浄・
除菌清掃**
 - 1. トイレ(職員用含む)
 - 2. フロア
 - 1) 椅子 2) テーブル
 - 3) キッチン 4) 送迎車
 - 3. 施設内全フロア
※アクセル・ルピスタによる洗浄・除菌
※職員予防着対応
足ふきマット設置
- C**
- 職員ガウンテクニック**
 - 1. 予防着を外す
 - 2. 手洗い手順
 - 3. 衣類の着替え
 - 4. 衣類洗濯手順
- D**



作成日;2020年11月16日作成

<医療機関に入院した場合の退院基準(新型コロナウイルス)>

(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

